

千葉県地球温暖化防止活動推進センター規約

(名称)

第1条 本センターの名称は、千葉県地球温暖化防止活動推進センターという。

(目的)

第2条 本センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止のための啓発活動等を行ない、もって千葉県における地球温暖化防止活動を推進することを目的とする。

(所在地)

第3条 本センターの事務所は、千葉市中央区中央港1-1-1 一般財団法人千葉県環境財団内におく。

(事業)

第4条 本センターは、その目的を達成するため地球温暖化に関する次の事業を行なう。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
 - (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - (3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
 - (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
 - (5) 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。
 - (6) その他前各号に附帯する事業
- 2 前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

(組織)

第5条 本センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務職員 若干名

第6条 本センター職員は次のとおりとする。

- (1) センター長は、一般財団法人千葉県環境財団理事長の職にある者をもってあてる。
- (2) 副センター長は、一般財団法人千葉県環境財団職員のうちから、センター長が指名する者をもってあてる。
- (3) 事務局長は、一般財団法人千葉県環境財団職員のうちから、センター長が指名する者をもってあてる。
- (4) 事務職員は、一般財団法人千葉県環境財団業務部環境活動支援課職員のうちから、センター長が指名する者をもってあてる。

(運営委員会の設置)

第7条 センター長は、必要と判断した場合は、千葉県地球温暖化防止活動推進センター運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の運営に必要な事項は、センター長が別途定める。

(会計)

第8条 本センターの会計は、一般財団法人千葉県環境財団の特別会計とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本センターの運営に関し必要な事項はセンター長が定めるものとする。

(附則) この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(附則) この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(附則) この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(附則) この規約は、平成20年1月1日から施行する。

(附則) この規約は、平成26年7月1日から施行する。

(附則) 平成27年1月28日修正(地域を削除)